

しょうけい館資料貸出規程

平成18年 3月21日 制定
平成20年 4月 1日一部改正
平成28年 4月 1日一部改正
令和 元年 7月 1日一部改正
令和 2年12月 1日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、しょうけい館（以下「館」という。）が所有する実物資料、映像・音響資料及び図書資料の貸出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(承認)

第2条 事務局長が学術研究、一般公衆に対する教育活動若しくは館の広報普及の上で相当と認める場合には、著作権法及び資料の提供先との契約の範囲内において問題がない場合は、条件を附して資料の貸出を認めることができる。

(申請者)

第3条 資料の貸出を申請できる者は、原則として国又は地方公共団体及び公益法人又はこれに準ずる団体とする。ただし、事務局長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(手続き)

第4条 資料の貸出を受けようとする者は、別紙様式第1号による「資料借受申請書」を提出し承認を受けなければならない。

- 2 事務局長が資料の貸出を承認する場合は、別紙様式第2号による「資料無償貸出承認書」を交付して行うものとする。
- 3 資料の貸出に関しては、別紙様式第3号による「借受書」と引き換えに授受を行うものとする。

(期間)

第5条 資料の貸出期間は原則として3カ月以内とする。ただし、事務局長が特に必要と認めた場合は、貸出日から1年を越えない期間を限度として延長することができる。

(貸出資料の保管)

第6条 第4条第2項及び第3項の規定により貸出された資料（以下「貸出資料」という。）は、貸出を受けた者（以下「利用者」という。）が責任をもって保管しなければならない。

(貸出資料の返還)

第7条 利用者は、貸出期間が終了したときは、貸出資料を速やかに返還しなければならない。

- 2 貸出資料は、館の都合により貸出期間中といえども返還させることができる。
- 3 利用者は、前2項の規定により貸出資料を返還するときは、「資料無償貸出承認書」も同時に返納しなければならない。
- 4 利用者は、利用者の管理不足や不注意による貸出資料の破損又は亡失が生じた場合には、利用者の責任において貸出資料の再調達や修復、又は再製作のための費用を全額負担し償うものとする。

(事務)

第8条 資料の貸出についての事務は学芸員が行う。

(附則)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

資料貸出申請書

しょうけい館 事務局長 様

申請者 法人名
代表者 印
住所
電話番号

貸出条件を遵守することを誓約し、下記のとおり申請します。
なお、利用にあたっては申請書記載の目的以外に一切使用しません。

登録番号・資料名	
使用目的	※企画書等がある場合は別途ご提出ください。
使用場所	
希望期間 (輸送・準備期間を含む)	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
受取方法	直接受取 / 輸送 (申請者負担)
返却方法	直接受取 / 輸送 (申請者負担)
使用計画	① 使用方法 ② 管理方法
備考	

利用にあたっては以下の貸出条件を遵守します。

- (1) しょうけい館資料貸出規定第6条及び第7条並びに前記2から4を遵守すること。
- (2) 使用にあたっては、資料がしょうけい館の所蔵である旨を明らかにすること
- (3) 資料の撮影、模写、複製、印刷物掲載等を行うときには、事前に資料撮影等申請書を提出し、しょうけい館事務局長の許可を得ること。
- (4) 貸出資料を亡失、破損した場合は、その損害額を弁償すること。
- (5) 貸出条件に違反した場合は、速やかに貸出資料を返却すること。
- (6) 資料の取扱い、保管方法等は当館の指示に従うこと。
- (7) 貸出期間中に貸出期間の延長を希望する場合は、別途貸出申請書を提出し、当館の許可を得ること。